

使用前検査合格証

原規規発第 2308147 号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

平成22年12月17日付け関原発第465号（平成23年4月12日付け関原発第38号、平成28年7月6日付け関原発第204号、2020年3月24日付け関原発第614号、2022年7月1日付け関原発第200号、2022年12月15日付け関原発第539号、2023年5月26日付け関原発第72号、2023年6月21日付け関原発第157号及び2023年7月13日付け関原発第222号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和5年8月28日

原子力規制委員会